

重要事項説明書 (短期入所用)

1 短期入所サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人財団明理会
代表者氏名	理事長 中村 哲也
本社所在地 (連絡先)	東京都板橋区本町36-3 03-3965-5971
法人設立年月日	昭和26年6月30日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	介護老人保健施設 草加ロイヤルケアセンター
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 障がい児 難病等対象者
草加指定 事業所番号	医療型短期入所 1111800627号(平成27年7月1日指定)
管理者	施設長 大江 容子
事業所所在地	埼玉県草加市柿木町123-2
連絡先 相談担当者名	電話 048-930-5591 FAX 048-935-5025
事業所の通常の 事業実施地域	埼玉県
利用定員	本体施設において利用されていない居室利用(空床利用)
開設年月日	平成27年7月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	障害者総合支援法に基づく医療型短期入所の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、支給決定にかかる利用者の意思及び人格を尊重し、適切な短期入所を提供することを目的とする。
運営方針	1) 短期入所を利用する利用者に対して、利用者の身体その他の状況及び、その置かれている環境に応じて、自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って必要な保護を行うものとする。 2) 短期入所の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。 3) 短期入所の実施に当たっては、関係市町村及び、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構 造	鉄筋コンクリート造 地上3階建て
敷地面積	6528.44 m ²
延床面積	6928.80 m ²

(2) 設備

定 員		152 名(認知：40 名)	診 察 室	1
居 室	4 人室	18 室	食 堂	10 (各フロアー)
	2 人室	2 室	レクリエーションルーム	10 (各フロアー)
	個 室	4 室	機能訓練室	10 (各フロアー)
ユニット型個室		72 室	談 話コーナー	3
ADL 訓練室		1	理美容コーナー	1
相 談 室		2	ボランティアルーム	1
浴 室		一般浴槽と特別浴槽	事務室	1

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員の管理、指定短期入所の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
医 師	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
看 護 従 業 者	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定などの医療行為を行うほか、短期入所支援計画に基づく看護を行う。
生 活 支 援 員	利用者の短期入所支援計画に基づく介護を行う。
管 理 栄 養 士	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
相 談 支 援 員	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティア指導を行う。
理 学 療 法 士 等	医師や看護師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し、指導を行う。
介 護 支 援 専 門 員	居宅での個別支援計画に基づき、施設での短期入所支援計画を作成する。

(2) 職員配置

	常 勤	非常勤	業務内容
医 師	1	0.5	医療
看 護 職 員	15		看護業務
薬 剤 師		0.5	薬剤管理
介 護 職 員	38		介護業務
支 援 相 談 員	2		相談業務
理 学 療 法 士 等	2		機能訓練業務
管 理 栄 養 士	1		栄養指導
介 護 支 援 専 門 員	2		サービス計画の作成
事 務 職 員	2		事務会計
そ の 他	4		用務

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	8:30～17:30
医 師	8:30～17:30
看 護 従 業 者	8:30～17:30 夜勤 17:00～翌9:00
介 護 職 員	早番 7:00～16:00 日勤 8:30～17:30 遅番 10:00～19:00 夜勤 17:00～翌9:00
管 理 栄 養 士	8:30～17:30
運 転 手	8:30～17:30
調 理 員	早番 5:00～14:00 日勤 8:30～17:30 遅番 10:30～19:30

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
短期入所支援計画の作成	居宅でのサービス利用計画書をもとに、ケアマネージャーが短期入所計画プランを作成いたします。
食 事 の 提 供	希望により、以下の時間に食事の提供をします。 食事時間 朝食8:00～9:00 昼食12:00～13:00（おやつ 15時～） 夕食18:00～19:00 年齢と障がいの特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。
入 浴 又 は 清 拭	最低週2回入浴できます。ただし、身体の状態に応じて、特別浴槽または清拭となる場合があります。

身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。 ①排泄 必要に応じて適切な排泄支援を行います。 ②起床・入床 起床時間（６：００）入床時間（２１：００）本人の意思を尊重します。 ③着脱衣 必要に応じて介助、確認します。 ④整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助、介助、確認等個性を尊重した適切な整容を援助します。 生活のリズムを整えるような支援をします。
機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
安定した病状についての医療	診察、検査、投薬、処置等を行います。
健康管理	体温、脈拍、血圧の測定、服薬の管理、保健衛生上の指導、症状や心身の状況に応じた看護を行います。
余暇活動	集団レクレーション・合唱・散歩・誕生日会・季節行事等を行います。
理美容	理美容師による出張サービス

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から、基本利用料とは別に利用料金を頂くものもありますので、個別にご相談ください。

(2) サービス料金

利用料金の目安は、次表のとおりです。

利用料金

<医療型>

医療型短期入所サービス費（Ⅱ）	・・・	利用者負担額	3,036 円
医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）	・・・	利用者負担額	2,900 円
医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）	・・・	利用者負担額	2,173 円

<福祉型>

① 日中サービスを利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
利用者負担額	979 円	831 円	687 円	618 円	540 円

② 日中活動系サービスを併せて利用する場合

	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
利用者負担額	639 円	559 円	337 円	255 円	184 円

<福祉型強化>

① 日中サービスを利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
利用者負担額	1,234 円	1,088 円	943 円	874 円	796 円

② 日中活動系サービスを併せて利用する場合

	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
利用者負担額	895 円	817 円	593 円	512 円	438 円

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

【加算項目】

① 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利用者負担額	内 容
短期利用加算	32 円	サービス利用を開始した日から30日以内の期間において、利用1日につき加算されます（1年につき30日を限度とする）
食事提供体制加算	51 円	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供し、以下の①～③の何れにも適合した場合、利用1日につき加算されます ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること ②利用者ごとの摂取量を記録していること ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること
常勤看護職員配置加算	5 円	常勤の看護職員が配置されている場合に利用1日につき加算されます（福祉型のみ）
医療的ケア対応支援加算	128 円	看護職員を必要数以上配置した上で、医療的ケアの対応が必要な方を受け入れた場合、1日につき加算されます（福祉型のみ算定）
医療型短期入所受入れ前支援加算（Ⅰ）	1,060 円	医療的ケアが必要な利用希望者に対し、利用前日までに自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で短期入所を行った場合、利用開始日に加算されます

医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）	530 円	医療的ケアが必要な利用希望者に対し、利用前日までにテレビ電話装置等を活用することにより、医療的ケアの手技等を確認した上で短期入所を行った場合、利用開始日に加算されます
特別重度支援加算（Ⅰ）	647 円	厚生労働大臣が定める者（医療ニーズの高い者で、判定スコア 25 点以上）に短期入所を行った場合、利用 1 日につき加算されます（医療型のみ）
特別重度支援加算（Ⅱ）	315 円	上記判定スコア 10 点以上の場合
特別重度支援加算（Ⅲ）	128 円	上記スコア要件 9 点以下の場合
日中活動支援加算	212 円	理学療法士、作業療法士等その他職種の者が共同して計画を作成し、日中活動を実施している場合
栄養士配置加算（Ⅰ）	24 円	常勤の栄養士又は管理栄養士を配置し、利用者の日常生活状況、嗜好を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っている場合に算定（福祉型のみ）
緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	287 円	福祉型短期入所において、介護者の急病等により、短期入所を緊急に行った場合、利用 1 日につき加算されます。原則、7 日以内（7 日以内に適切な方策が立てられない場合は、14 日）を限度とします。
緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	530 円	医療型短期入所において、介護者の急病等により、短期入所を緊急に行った場合、利用 1 日につき加算されます。原則、7 日以内（7 日以内に適切な方策が立てられない場合は、14 日）を限度とします。
送迎加算	198 円	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 1% を減算	以下のいずれかを満たしていない場合、利用者全員について減算 ・身体拘束等を行う場合は、様態、時間、心身状況、緊急やむを得ない理由を記録 ・身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的に開催 ・身体拘束等の適正化のための指針を整備 ・従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施
虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1% を減算	以下の基準を満たしていない場合、利用者全員について減算 ・虐待防止委員会を定期的に開催 ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く
業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1% を減算	以下の基準に適合していない場合、利用者全員について減算 ・感染症や非常災害発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び、非常時体制で早期の業務再開を図るための計画を策定すること ・当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずること
情報公表未報告減算	所定単位数の 5% を減算	障害者総合支援法第 76 条の 3 の規定に基づく情報公表が未報告の場合

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）口	所定単位数の19.3%を加算	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し短期入所を提供行った場合に算定
--------------------	----------------	---

6 その他の費用について

内 容	料 金
食事の提供に係る費用	朝食：1食につき 600円 （うち食材料費 300円）
	昼食：1食につき 800円 （うち食材料費 400円） おやつ： 100円
	夕食：1食につき 700円 （うち食材料費 400円）
居宅に係る光熱水費及び居住費	1日 510円
室料差額（個室利用時）	医療型 440円（税込み） 福祉型 1100円（税込み）
日常消耗品費	1日 255円
教養娯楽費（クラブ活動費）	実費相当額
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日前後に利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、14日以内に下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）現金支払い （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から2か月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長(医師) 大江 容子
-------------	---------------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討を行います。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

11 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	三愛会総合病院		
医院長名	遠藤 慎治		
所在地	埼玉県三郷市彦成 2-342		
電話番号	048-958-3111		
診療科	内科・外科・その他	入院設備	あり

(2)

医療機関名称	入谷歯科		
所在地	東京都台東区入谷 1-11-16 草野ビル 1 階		
電話番号	03-3872-2328		
診療科	歯科	入院設備	なし

(3)

医療機関名称	南流山リーフ歯科クリニック		
所在地	千葉県流山市南流山 9-16-2 ヤオコー南流山店 2 階		
電話番号	04-7189-7431		
診療科	歯科	入院設備	なし

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する短期入所の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	草加市
	担当部・課名	障がい福祉課
	電話番号	048-922-0151

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、防災訓練を年2回実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・室内防火栓 有 ・防火戸 有 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分） （その他、拡声器・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日：令和8年7月21日 防災管理者 事務長 國分 太陸

15 要望および苦情等の相談

（1）当事業所の相談・苦情の受付窓口

電話 048-930-5591 （受付時間 8：30～17：30）
 FAX 048-935-5025 （24時間受付）

＊要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応致しますが、備え付けのご意見箱をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

（担当職員）支援相談員 介護支援専門員 総務課
（解決責任者） 事務長 國分 太陸

（2）その他 市役所等の窓口でもご相談いただけます。

主な窓口◇草加市役所 障がい福祉課
 TEL 048-922-0151
 ◇埼玉県社会福祉協議会 運営適正化委員会
 TEL 048-822-1243

16 心身の状況の把握

指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

短期入所事業者は、指定短期入所の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定短期入所の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
飲 酒・喫 煙	原則禁止といたします。
飲食物持ち込み	原則不可（施設で許可したものに限る）
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
面 会	午前10時～午後8時
施設内Wi-Fi の利用	Wi-Fi（無料）がご利用いただけます。ご利用に際しては、別に定める利用規定をご確認ください。

20 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンターの短期入所サービスを利用するにあたり、契約書及び、本書面において、重要な事項を説明し、同意を得て交付いたしました。

事業 者	所 在 地	埼玉県草加市柿木町 123-2	
	法 人 名	医療法人財団明理会	
	代 表 者 名	理事長 中村 哲也	印
	事 業 所 名	介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター	
	管理者名	施設長 大江 容子	印

	説明者氏名	印
--	-------	---

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンターの短期入所サービスについての重要事項の説明を受け、同意をし、交付を受けました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

代 理 人	住 所	
	氏 名	印